

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	砂防課	整理番号	2-420
処分の種類	許可の取消・現状回復命令等			
根拠法令条例等・条項	地すべり等防止法第45条第1項			
処分の概要	地すべり等防止法第14条第1項、第21条第1項、第21条第2項、第21条第5項、第34条第1項、第35条第3項、第36条第1項、第38条第2項の規定に関するぼた山崩壊防止区域への準用			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定 ぼた山崩壊防止区域が存在しないため、処分の事案が想定されない			
基準の制定根拠	-			